

江別市社会福祉法の施行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の施行について、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設立)

第2条 省令第2条第1項に規定する申請は、次に掲げる書類を添えて社会福祉法人設立認可申請書（第1号様式）により行うものとする。

- (1) 定款
- (2) 財産目録
- (3) 前号の財産目録に記載する財産が社会福祉法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類として、以下に掲げる書類
 - ア 財産の寄附に係る契約書又は確約書
 - イ 寄附者及び寄附に係る連帯保証人の身分証明書、印鑑登録証明書（寄附者及び連帯保証人が法人であるときは、身分証明書に代えて、当該法人に係る登記事項証明書、定款又は寄附行為及び当該寄附に係る理事会等の議事録とし、後援会等の権利義務なき社団法人であるときは、身分証明書及び印鑑登録証明書に代えて、当該法人に係る設立規約、構成員の名簿及び当該寄附に係る総会等の議事録とする。）
 - ウ 寄附者の所得証明書、納税証明書、預金残高証明書（寄附者が法人であるときは、所得証明書に代えて決算書類とする。）等の資力を証明する書類
 - エ 寄附に係る財産の登記事項証明書（当該財産が土地又は建物である場合に限る。）
 - オ 寄附に係る財産の所有を証明する預金残高証明書等の書類（当該財産が土地又は建物である場合を除く。）
- (4) 社会福祉法人が第1項の財産目録に記載する不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、賃借権その他の使用権原を証明する契約書又は確約書（市が所有する不動産を除く。）
- (5) 前2号の財産の移転及び使用について、農地法（平成27年法律第229号）その他の法令による許認可を要するときは、当該許認可を受けたことを証明する書類
- (6) 設立当初の会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
- (7) 設立者の履歴書
- (8) 設立代表者を定めたときは、設立準備委員会の議事録等その権限を証明する書類
- (9) 評議員予定者及び役員予定者の履歴書、就任承諾書及び身分証明書
- (10) 評議員予定者及び役員予定者間に特殊関係に該当する者がいるときは、当該該当する者の氏名及び具体的な関係が分かる書類

(11) 社会福祉法人が施設等を建設するときは、以下に掲げる書類

ア 施設整備計画書及び図面

イ 工事契約書又は見積書

ウ 資金計画書

エ イの資金計画のうち補助金の交付について、決定通知書、内定通知書等補助の見込みを示す書類

オ イの資金計画のうち借入金について、償還計画及び金銭消費貸借契約書、確約書等の融資の見込みを示す書類

カ イの資金計画のうち寄附金について、第2号に掲げる書類（第1号の財産目録に記載される財産を除く。）

(12) 社会福祉施設を設置するときは、施設の管理者の履歴書、就任承諾書及び資格を証明する書類

(13) 就業規則、経理規程及び省令第2条の16に規定する体制を定めた規程

(14) 設立準備委員会を設置しているときは、預金通帳の写し、契約書の写し、領収書の写し等申請までの資金の管理状況が分かる書類

(15) その他市長が必要と認める書類

2 省令第2条第4項の規定による報告は、財産目録（設立認可申請時から変更があった場合に限る。）及び不動産については、所有権移転後の当該不動産に係る登記事項証明書、それ以外の資産については領収書の写しを添えて社会福祉法人財産移転終了報告書（第2号様式）により行うものとする。

3 設立認可を受けた社会福祉法人が、評議員及び役員を選任し、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第2条による設立登記を行ったときは、遅滞なく法人の登記事項証明書、評議員及び役員名簿並びに履歴書、就任承諾書及び身分証明書（設立認可申請時から変更があった者に限る。）を添えて評議員及び役員選任報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（定款の変更）

第3条 省令第3条第1項に規定する申請は、次に掲げる書類を添えて社会福祉法人定款変更認可申請書（第4号様式）により行うものとする。

(1) 変更に係る評議員会の議事録

(2) 変更後の定款

(3) 事業の追加又は変更に係る変更については、次に掲げる書類（市から受託する事業である場合又は法令の改正等による軽微な変更である場合を除く。）

ア 事業に必要な基本財産を既に取得しているときは、当該基本財産の不動産登記事項証明書又は領収書の写し

イ 事業に必要な基本財産を売買等により取得予定であるとき又は賃貸借等により使用する予定であるときは、当該売買等又は賃貸借等に係る契約書又は確約書

ウ 事業に必要な基本財産を建設工事（増改築を含む）により取得するときは、第2条第1項第11号に掲げる書類

エ 事業に必要な基本財産を寄附により取得するときは、第2条第1項第3号に掲げる書類

オ 事業開始の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書

カ 社会福祉施設を設置するときは、施設の管理者の履歴書、就任承諾書及び資格を証明する書類

(4) 事業の廃止又は基本財産の減少に係る変更については、廃止する事業に係る利用者の処遇及び財産の処分方法についての調書（第1号の議事録により明らかである場合を除く。）

(5) 評議員又は役員定数の変更若しくは会計監査人、業務執行理事等の職の設置又は廃止に係る変更については、就任又は解任予定者に関する調書（第1号の議事録により明らかである場合を除く。）

(6) 評議員又は役員の報酬の額の変更については、その算定根拠を示す調書（第1号の議事録により明らかである場合を除く。）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 省令第4条第2項の規定において読み替えて準用する省令第3条第1項の規定による届出は、前項第1号、第2号、第3号アからエまで（基本財産の増加に係る変更である場合に限る。）及び第7号に掲げる書類を添えて社会福祉法人定款変更届出書（第5号様式）により行うものとする。

（基本財産の処分等）

第4条 法第31条第1項第9号の規定により定める定款の規定により行う基本財産の処分（賃借権等の設定を含む。）の承認の申請は、次に掲げる書類を添えて基本財産処分承認申請書（第6号様式）により行うものとする。

(1) 処分に係る評議員会及び理事会の議事録等、定款に定める手続きを経たことを証明する書類

(2) 処分に係る財産が不動産である場合については、当該不動産に係る登記事項証明書

(3) 処分に係る財産の帳簿価額を示す書類（公表されている財産目録に記載されている場合を除く。）

(4) 処分に係る財産の売買、賃貸借等に係る契約書又は確約書

(5) 売買代金等の使途計画書（第1号の書類により明らかである場合を除く。）

(6) 処分に係る財産を運用財産に変更する場合については、当該財産の使途計画書（第1号の書類により明らかである場合を除く。）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 法第31条第1項第9号の規定により定める定款の規定により行う基本財産の担保提供の承認の申請は、次に掲げる書類を添えて基本財産担保提供承認申請書（第7号様式）により行うものとする。

(1) 担保提供に係る理事会及び評議員会の議事録等、定款に定める手続きを経たことを証明する書類

(2) 担保提供に係る財産の登記事項証明書

(3) 担保提供に係る財産の帳簿価額を示す書類（公表されている財産目録に記載されている場合を除く。）

(4) 担保提供により施設整備を行う場合については、第2条第1項第11号に掲げる書

類（定款の変更の申請等により提出済である場合を除く。）

(5) 担保提供により運転資金を確保する場合については、当年度及び次の会計年度の収支予算書

(6) その他市長が必要と認める書類
(解散)

第5条 省令第5条第1項に規定する申請は、次に掲げる書類を添えて社会福祉法人解散認可認定申請書（第8号様式）により行うものとする。

(1) 解散に係る評議員会の議事録

(2) 解散に係る理由書（第1号の議事録により明らかである場合を除く。）

(3) 申請時点における財産目録及び貸借対照表

(4) 借用書、預金残高証明書、不動産登記事項証明書等の資産及び負債の内容を証する書類（前号の書類に記載された資産及び負債のうち、主要なものに限る。）

(5) 清算手続きに係る計画書

(6) 清算手続き後の残余財産一覧表及びその処分方法を記載した書類

(7) 解散公告の案

(8) その他市長が必要と認める書類

2 法第46条第3項の規定による届出は、破産手続開始通知書又は定款に定めた解散事由が発生したことを証する書類を添えて社会福祉法人解散届（第9号様式）により行うものとする。

3 法第46条の6第4項及び第5項の規定による届出は、法人の登記事項証明書を添えて清算人就任届（第10号様式）により行うものとする。

4 法第47条の5の規定による届出は、決算報告及び法人の閉鎖事項証明書を添えて清算終了届（第11号様式）により行うものとする。

(合併)

第6条 省令第6条第1項の規定による申請は、次に掲げる書類を添えて社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）（第12号様式）又は社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）（第13号様式）により行うものとする。

(1) 合併に係る全ての法人の評議員会の議事録

(2) 合併に係る理由書（第1号の議事録により明らかである場合を除く。）

(3) 吸収合併契約書又は新設合併契約書の写し

(4) 新法人（吸収合併にあつては存続する法人）について、第2条第1項第1号、第2号、第6号、第9号及び第10号に掲げる書類

(5) 旧法人（吸収合併にあつては消滅する法人）について、第5条第1項第3号及び第4号に掲げる書類

(6) その他市長が必要と認める書類
(現況報告書)

第7条 法第59条の規定による届出のうち、計算書類、財産目録及び附属明細書（省令第10条の2第2号に掲げる部分に限る。）並びに事業の概要等（法第45条の34第1項第4号）のうち施行規則第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項については、特段の事情のない限り、省令第9条第3項の定めるところにより、社会

福祉法人の財務諸表等電子開示システムへの入力により行うものとする。その他の書類についても、可能な限り省令第9条第2項に定める電磁的方法により提出するものとする。

2 省令第2条の27第1項に規定する監査報告は、監事監査報告書（第14号様式）の例により作成するものとする。

（社会福祉充実計画）

第8条 省令第6条の13の規定による申請は、次に掲げる書類を添えて社会福祉充実計画の承認申請について（第15号様式）により行うものとする。

- (1) 社会福祉充実計画（第16号様式）
- (2) 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録
- (3) 手続実施結果報告書（第17号様式）
- (4) 社会福祉充実残額の算定根拠
- (5) その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

2 省令第6条の18の規定による申請は、変更後の社会福祉充実計画に係る前項各号に掲げる書類を添えて承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請について（第18号様式）により行うものとする。

3 省令第6条の20の規定による届出は、変更後の社会福祉充実計画に係る前項第1号、第4号及び第5号に掲げる書類を添えて承認社会福祉充実計画の変更に係る届出について（第19号様式）により行うものとする。

4 省令第6条の21の規定による申請は、終了前の社会福祉充実計画及び終了の理由を証する書類を添えて承認社会福祉充実計画の終了に係る承認申請について（第20号様式）により行うものとする。

（仮評議員等の選任）

第9条 法42条第2項及び第45条の6第2項（第45条の17第2項において準用する場合を含む）の規定による請求は、次に掲げる書類を添えて社会福祉法人仮評議員等選任請求書（第21号様式）により行うものとする。

- (1) 請求者と法人との関係及び請求する理由を証する書類
- (2) 仮評議員等予定者の履歴書、就任承諾書及び身分証明書
- (3) 仮評議員等予定者間又は仮評議員等予定者と現評議員及び役員との間に特殊関係に該当する者がいるときは、当該該当する者の氏名及び具体的な関係が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（理事長の変更）

第10条 社会福祉法人の理事長に変更があったときは、当該変更のあった日から1月以内に法人の登記事項証明書を添えて理事長変更届（第22号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 22 日から施行する。